

## みどりの街並みづくり助成制度のご案内

### 助成の対象となる地域

さいたま市内の市街化区域及び駅周辺（駅を中心とした半径500mの範囲）における、建築物及び公衆用道路に面する敷地の緑化をする方。

### 助成の条件

- ・新たに緑化を取り組む場合が対象となります。（現在緑化している部分を撤去して、新たに緑化する場合は**助成の対象外**となります。）
- ・申請した年度内に緑化工事が完了するものが対象となります。
- ・予算の範囲内で助成します。
- ・さいたま市緑化指導基準（平成13年さいたま市告示第88号）の対象となる建築物については、同告示に規定する基準を満たさなければならない。

### 助成の対象者

#### ・屋上緑化・壁面緑化

建築物を所有、若しくは管理する方または新たに建築しようとする方で、当該建築物の緑化をしようとする方。（都市計画法に規定する開発行為及びさいたま市開発行為の手続に関する条例に係る物件は対象外）

#### ・沿道緑化

自己の居住の用に供する住宅の敷地を所有又は管理する方で、当該敷地の接道部の緑化をする方。

#### ・生け垣緑化

自己の住居の用に供する住宅の敷地に生け垣の設置をする方。（併用住宅の場合は、自己の住居の用に供する部分の床面積が全体床面積の1/2以上のもの）

## 交付の対象外

- ・国又は地方公共団体及びこれらに準じる団体
- ・さいたま市の市税を滞納している方
- ・過去に同じ敷地内でのこの助成を受けたことある方
- ・申請者本人及び役員が暴力団員に該当する方

## 緑化手法と助成金額

### ◎屋上緑化

**助成条件** 緑化面積が10㎡以上であること

**助成金額** (1) 1万円/㎡ × 対象緑化面積

(2) 対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数は切捨てる)

※ (1)、(2)を比較して低いほうの額。上限金額50万円

### 対象となる経費

樹木、ツル性植物、地被植物の植栽に要する経費や客土、肥料、防水シート、自動灌水装置などの緑化に関わる材料費及びその施工費が対象となります。

※ウッドデッキなどの緑化に直接関係のない経費及び一年草による緑化は対象外。

---

### ◎壁面緑化

**助成条件** 緑化面積が10㎡以上であること。

※植栽面積又は植物の誘因に用いる資材の面積が対象となります。

**助成金額** (1) 2万円/㎡ × 対象緑化面積

(2) 対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数は切捨てる)

※ (1)、(2)を比較して低いほうの額。上限金額100万円。

## 対象となる経費

樹木、ツル性植物、地被植物の植栽に要する経費や客土、誘因資材、自動灌水装置などの緑化に関わる材料費及びその施工費が対象となります。

※ゴーヤなど一年草による緑のカーテンは助成対象外。資材は十分な耐久性を有するものを使用してください

---

## ◎沿道緑化

- 助成条件**
- ・ 1 敷地に 2 本以上植えること
  - ・ 使用する樹木は、高木（高さ 3 m 以上） または 中木（高さ 1.5 m 以上 3 m 未満） とすること。
  - ・ 植栽場所は公衆用道路との 接続部から 5 メートル以内の範囲 で、この公衆用道路から容易に見えること。
  - ・ 植栽と公衆用道路との間にブロック塀等の構造物がある場合には、当該構造物の高さが植栽基盤から 1 メートル以下であり、かつ、植栽樹木の高さの 1/2 以下であること。
  - ・ 植栽基盤は、敷地の土地（直植え）または容量 50ℓ 以上の植栽鉢を用いること。

## 対象となる経費

- ・ 植栽や客土、支柱などの緑化に関わる材料費及びその施工費が対象となります。
  - ・ 緑化に合わせてブロック塀等の既存構造物を撤去する場合は、その撤去費用も対象となります。
- ※構造物とはブロック塀、フェンスの基礎等であって、公衆用道路から見た場合に、樹木を完全に遮蔽するものをいいます。

**助成金額** 次の (1)、(2) を比較して低い方の額。上限 20 万円。

$$\text{(1) } 5 \text{ 万円/本} \times \text{高木の本数} + 2 \text{ 万円/本} \times \text{中木の本数} + 1 \text{ 万円/m} \times \text{既存塀の撤去延長}$$

$$\text{(2) } \text{実際に沿道緑化に係る経費の } 1/2 \text{ (1,000 円未満の端数は切捨てる)}$$

---

## ◎生け垣緑化

- 助成条件**
- ・生け垣の総延長が2メートル以上で、高さ60cm以上3m未満の樹木を1メートルに2本以上植栽すること。
  - ・生け垣状に維持できる植物を使用し、葉が相互に触れ合う程度に列植し、みどりの帯状の景観をなすこと。(バラなど有刺植物は対象外)
  - ・幅4m以上又は道路中心線から住居敷地までの距離が2m以上ある公衆用道路と接し、この公衆用道路から容易に見えること。
  - ・フェンス等遮蔽物(助成対象外)を併設する場合は高さ1.2m以下、ブロックを積み上げる場合は敷地面から60cm以下であること。
  - ・敷地に接する道路の地盤面と敷地内地盤面との高低差が1m以内であり、土留等構造物がある場合、高さは道路の地盤面から1.5m以内であること。

### 助成の対象

植栽や客土、支柱などの生け垣設置に関わる材料費及びその施工費並びに石材で作られた既存塀の撤去または改造(60cm以下)する費用が対象となります。

**助成金額** 次の(1)、(2)を比較して低い方の額。  
生け垣の上限20万円、塀撤去の上限10万円。

(1) 生け垣の延長(m) × 2万円 + 既存塀の撤去(m) × 1万円

※設置費用1mあたり2万円、撤去費用1mあたり1万円に満たない場合はその金額となります。(1,000円単位の助成として端数は切捨てる)

(2) 実際に生け垣緑化に係る経費の1/2 (1,000円未満の端数は切捨てる)

---

※屋上緑化助成金、壁面緑化助成金、沿道緑化助成金及び生け垣緑化助成金の交付を併せて受ける場合の助成金の合計額は100万円を限度とします。

## 設置後の維持管理について

### 5年間の維持管理

助成を受けた緑化は、完了後最低5年間は適切な水やりや剪定を行い、大切に育ててください。

### 助成金の返還

5年以内に目的外の改修（撤去など）を行ったり、不正な手段で助成を受けた場合は、助成金の返還を求めることがあります。

## 申請から交付までの流れ

まずは事前相談の上、必ず緑化工事の着手前に申請書類を提出してください。緑化工事着工後の申請は助成対象になりません。

### 申請時の提出種類

- ・みどりの街並みづくり助成金交付申請書（様式第1号）
- ・宣誓書（様式2号）
- ・経費の根拠となる書類（見積書）
- ・緑化関係計画図面
- ・現況写真
- ・納税証明書（非課税の場合は非課税証明書。さいたま市以外に納税している場合は提出不要）
- ・役員名簿（申請が法人の場合のみ）
- ・委任状（申請手続きを業者等に代行する場合のみ）

### 完成時の提出書類

- ・実績報告書（様式第8号）
- ・経費の内容とその支払いを証明する書類（請求書の写し、領収書の写し）
- ・緑化の図面（どのような緑化をおこなったか分かる平面図など）
- ・施工中及び完成後の写真

## 申し込み・問い合わせ先

公益財団法人さいたま市公園緑地協会 総務部事業課  
〒336-0021 さいたま市南区別所4-12-10  
電話 048-836-5678  
FAX 048-836-5200  
メール [kikaku@sgp.or.jp](mailto:kikaku@sgp.or.jp)